

保護者様

新潟県立柏崎特別支援学校長

学校感染症による出席停止について(お知らせ)

お子さんがかかっている(と思われる)下記の病気は学校保健安全法により、学校における感染症として指定されています。他の児童生徒にうつるおそれのある期間は、出席停止となり登校できません。

必ず医師の診断を受け、医師から登校しても良いと言われたら、下記「登校許可証」を記入してもらい、登校してください。(出席停止の期間は、欠席になりません。)

区分	病名又は状況(該当を□で示す)	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1) 新型コロナウイルス感染症	治癒するまで ※新型コロナウイルス感染症は登校許可証不要
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで ※登校許可証は不要。療養解除届を提出
	せき 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	しん 発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれなくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症・溶連菌感染症 ・()	感染のおそれなくなるまで

(切り離さないこと)

登校(授業)許可証

新潟県立柏崎特別支援学校長様

部 年 氏名

上記の疾病については、他の児童生徒に感染するおそれなくなったため、登校を許可します。

1. 診断日 年 月 日

2. 登校可能日 年 月 日から

令和 年 月 日

医療機関・医師氏名